



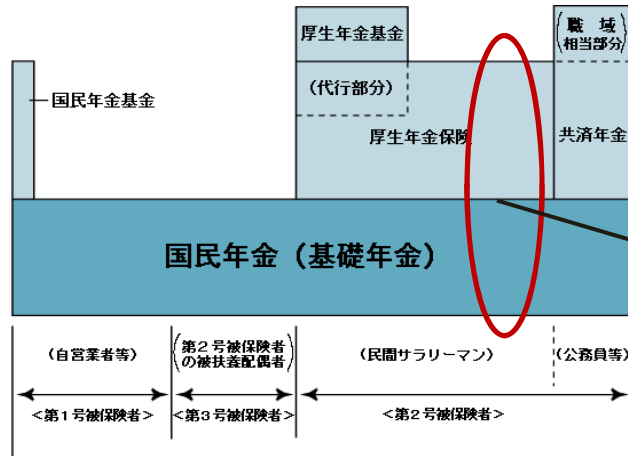
# 老後の事

考えてみたことがありますか？

- 公的年金だけは、HAPPYリタイヤできません。
- 老後の生活資金は「自分で作る」時代となりました。
- 1日でも早く考え、行動することが秘訣！
- 自分の年金額を知ることが第一歩です。

## 1. 日本の年金制度とは

■下記の内容は厚生年金に加入している会社の従業員さまが対象となっています。(社会保険に加入していない会社の従業員さまは「国民年金」のみが該当することになります。)



現在、皆様が加入している厚生年金保険は、国民年金に上乗せして給付される制度であり、国民年金のような定額制の年金とは異なり、保険料を納めた金額に比例してうけとることができる『報酬比例の年金』を支給する制度です。皆さまの月給に基づいて保険料が決められており、多く納めた人は多く受け取ることができます。

つまり、厚生年金は2階部分になりますので、同時に「国民年金」にも加入しているということになります。

2つの年金制度に加入していますので、社会保険の加入義務のない、「自営業者」の方たちよりは、将来は多くの年金が受給できることになります。その点は、非常に有利ですね。

現在、原則として年金の受給開始は、65歳以降となりますので、65歳以降は、「国民年金」「厚生年金」の2つの年金が受給できることとなります。

年金は、何歳になったら打ち切られる！というのではなく、生存している間は、永久的に受給できますので、非常に頼もしいものになります。

皆様が65歳になったら

国民年金

+

厚生年金

=

受給できる年金

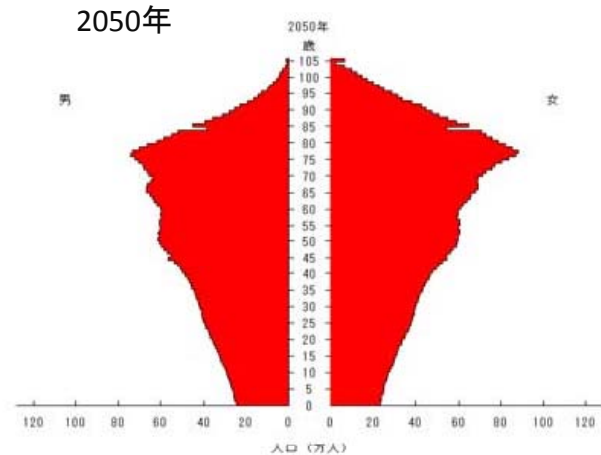


## 2. 今後の年金への懸念材料～少子高齢化～

現在、日本の出生率は1970年代半ばから人口を一定の規模で保持する水準（合計特殊出生率2.08前後の水準）を大きく割り込んでいるため、人口減少は避けることの出来ない現象となっています。平成17(2005)年に1億2,774万人でピークに達した後は、長期の人口減少過程に入り、平成67(2055)年には8,993万人に達するものと見込まれます。人口の構成として年少人口と生産年齢人口は一貫して減少が続き、老年人口は増加することが見込まれ、平成62年には日本人の2.5人に1人は65歳以上の高齢者となることが予想されます。



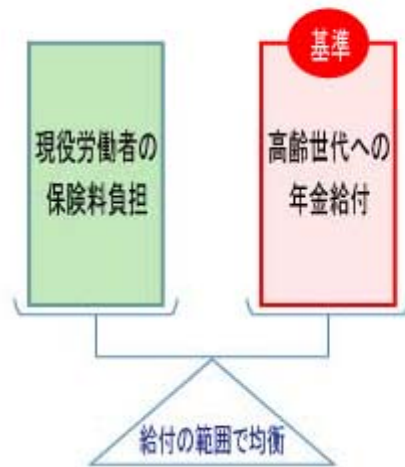
一昔前のように「若い世代」が「年金受給世代」を支える！という構図を維持することは、現実的に考えて100%不可能！



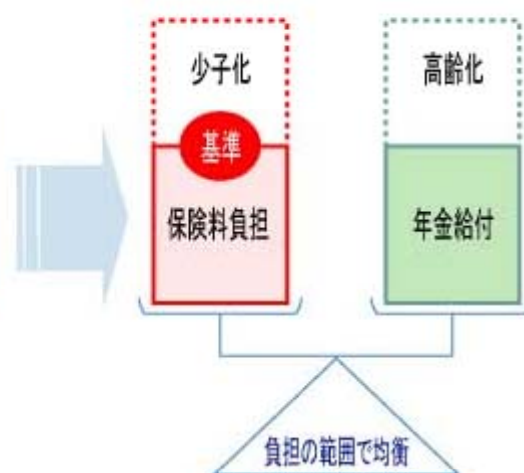
## 2. 今後の年金への懸念材料～マクロ経済スライド制の導入～

平成16年の年金法改正は保険料と保険給付のバランスを取るための方式がそれまでの方式から大きく変わりました。従来は引退世代の保険給付の水準を一定の割合に保った上で、その後に現役世代の保険料額を決定するという方式でした。しかしその方式では少子高齢化の進展により保険給付額が膨らみ続け、保険料を負担する現役世代が耐えられなくなるという問題がありました。そこで政府は現役世代の保険料水準を平成29年度で固定し、引退世代の保険給付額の水準を一定割合に留めるという方式を採用しました。これを「マクロ経済スライド」方式といいます。これまで年金額は経済的要因で決定されていましたが法律改正により少子高齢化の進展具合による人口変動要因も加味されことになりました。

■従前の公的年金方式



■新しい公的年金方式



つまり「老後にいくら必要だから保険料はこれだけ払ってね」から「保険料はこれだけだから老後はこれしか払えないよ」に変わったということです。

民間の調査によると、現在の年金受給世代から2～3割は年金額が減少すると試算されています。

### 3. 老後の生活費ってどの位必要？

65歳になったときの生活？

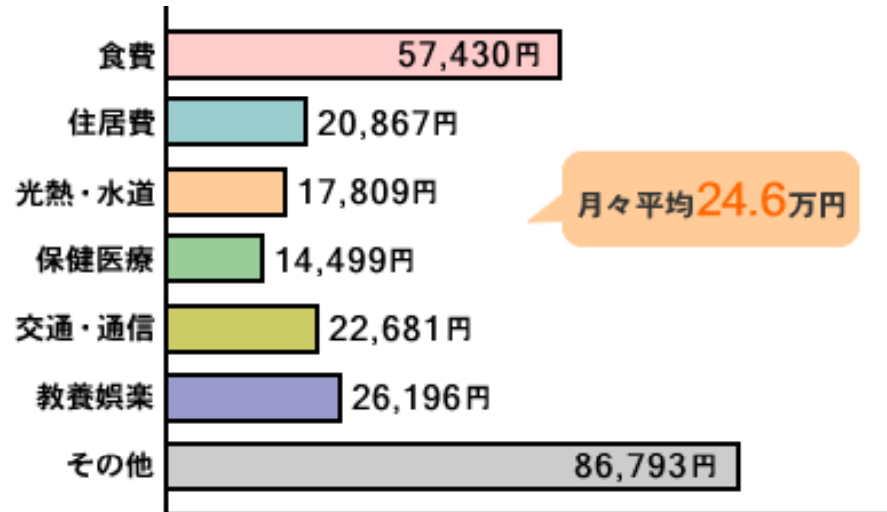
現段階ではピンときませんね。

右の図は、総務省が発表した「平均的な2人世帯の老後の生活費」統計になります。

持家の方を対象にしていますので、住居に関わる費用が少ないのが特徴です。

また、医療費が一般家庭を参考にしていますので、入院などをした場合は、この金額から大きくオーバーすることになります。

あくまでも「家があり」「健康な家族」が生活するための費用ということを御理解ください。



安心できる生活費は  
**月30万～35万**  
は必要ということです。

#### 4. 年金っていくらもらえるの？～国民年金計算編～

では、自分が将来、幾らくらい年金が受給できるか、簡単に計算してみましょう。

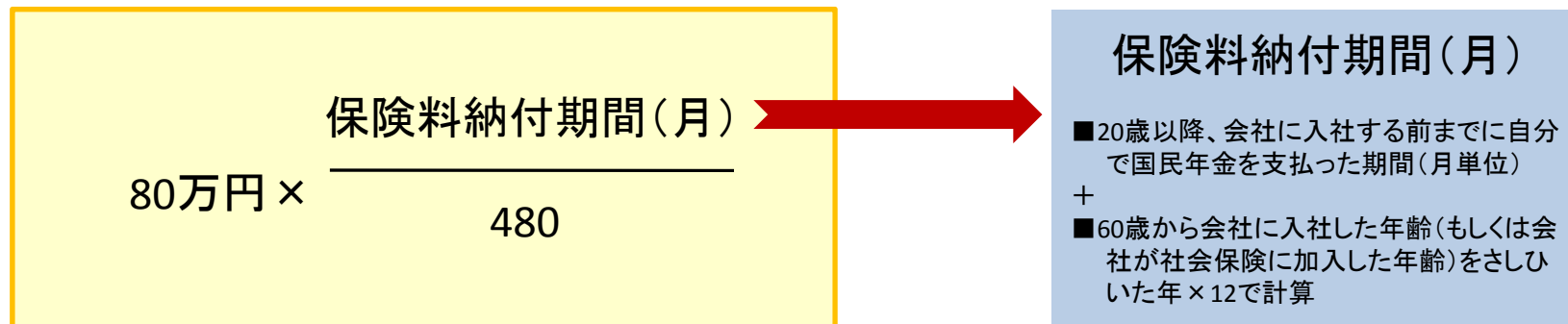
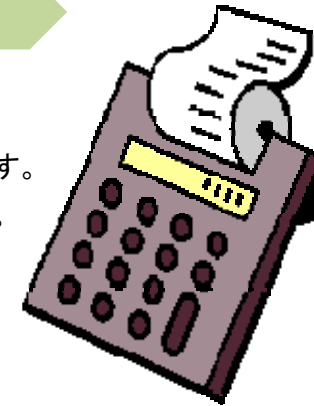
会社が社会保険に加入している場合は、「国民年金」と「厚生年金」の合計額が65歳になったら受給できます。

逆に、個人事業主や会社が社会保険に加入していない場合は「国民年金」のみの受給となってしまいます。

国民年金は、20歳～60歳までの40年間納付することが義務付けられています。

ここでの目標は、どの程度の年金がもらえるのか！？ですので、細かな規定は省きます。

では、早速、計算してみましょう。



例  
大学を卒業して26歳までアルバイトで生活し、その後に会社に入社した人(アルバイトの間は、国民年金はお金がなく支払っていなかった)

■ 20歳以降、会社に入社するまでに支払った期間=なし

■  $60\text{歳} - 26\text{歳} = 34\text{年} \times 12 = 408\text{か月}$

よって

$80\text{万円} \times (408 \div 480) = 68\text{万円}$

1年で受給できる国民年金は68万円であり、1か月あたり5.7万円程度です。



例  
以前、勤務していた会社は社会保険に加入しておらず、自分で国民年金は払っていなかった。  
30歳で転職して今の会社に入社して社会保険に加入している。

■ 20歳以降、社会保険加入の会社に入社するまでに支払った期間=なし

■  $60\text{歳} - 30\text{歳} = 30\text{年} \times 12 = 360\text{か月}$

よって

$80\text{万円} \times (360 \div 480) = 60\text{万円}$

1年で受給できる国民年金は60万円であり、1か月あたり5万円程度です。

#### 4. 年金っていくらもらえるの？～国民年金計算編～

計算スペース



どうですか？  
あまりの低い金額に驚かれたと思います。  
「国民年金」は基礎年金と呼ばれているように、老後の生活費を補うことは全くできないのが現状です。

厚生年金に加入していない会社の従業員さまの年金受給額計算は、こちらの「国民年金」のみで算出された金額が将来の需給予測金額となります。

#### 4. 年金っていくらもらえるの？～厚生年金計算編～

年金制度の2階部分にあたる老齢厚生年金。

老齢厚生年金は現役時代の収入によって年金額が異なる「報酬比例」の年金です。

つまり、入社したときから、退社するときまで(転職した場合は通算)の全期間の給与や賞与

(標準報酬月額・標準賞与額)の平均額をもとにして、生年月日によって決まっている給付乗率と厚生年金保険に加入した月数を掛けて年金額を計算します。

収入にかかわらず全員が同じ定額の保険料を支払う国民年金と異なり、厚生年金保険は収入が高い人ほど高い保険料を納める仕組みになっています。この現役時代に納めた保険料の違いが、年金額に影響するのです。



厚生年金の仕組みは、年齢や加入時期によって複雑な計算式のもと成り立っています。ですので、皆様がよく理解できずにいるのです。

ここでは、あくまでもざっくりの年金額を知っていただくことが目的ですので、詳細は割愛して計算してみましょう。

- 35歳未満の方は、年収総額 × 1.1
  - 45歳超えの方は、年収総額 × 0.9
- として計算してください。

生涯年収の平均年齢は36～38歳です。  
若い方は、報酬も比較的押さえられており、逆に一定年齢を超えると平均より報酬が多くなるのが一般的ですので、ここでは、若干の年齢を加味した上で計算してみましょう。

$$\frac{\text{現在の年収総額 (月給 + 賞与)}}{12} \times \frac{5.769}{1,000} \times \text{厚生年金の加入月数} \times 1.016$$

月給が62万を超えている人は62万円としてください。  
(限度額)

定年年齢が伸びてきていますので、ここでは65歳まで働くこととして試算

■65歳から会社に入社した年齢(もしくは会社が社会保険に加入した年齢)をさしひいた年 × 12で計算



#### 4. 年金っていくらもらえるの？～厚生年金計算編～



例  
大学を卒業して26歳までアルバイトで生活し、その後  
に会社に入社し、厚生年金に加入した人。  
現在は、32歳で年間総報酬額は約400万円

- 現在の年収総額=400万×1.1(年齢加算)=440万円  
■厚生年金加入期間予測=65歳-26歳=39年=468か月

$$440万 \div 12か月 \times 0.00579 \times 468か月 \times 1.016$$

1年で受給できる厚生年金は100万円であり、1か月あたり8.3万円程度です。

計算スペース



例  
大学を卒業し、22歳の時に3年間就職したが、その後25歳に  
会社を辞めて独立。  
その後、再就職した会社は当初、社会保険に加入しておら  
ず、40歳になったときに会社が社会保険に加入。  
現在、46歳で年間総報酬額は580万円

- 現在の年収総額=580万×0.9(年齢加算)=522万円  
■厚生年金加入期間予測=65歳-40歳+3年=28年=336か月

$$522万 \div 12か月 \times 0.00579 \times 336か月 \times 1.016$$

1年で受給できる厚生年金は86万円であり、1か月あたり7.1万円程度です。



どうですか？  
毎月、給与から控除されている金額の割には低いですね。  
でも、毎月控除されている金額には、「国民年金」の保険料も含まれていますので、驚くほどではないでしょう。

#### 4. 年金っていくらもらえるの？～厚生年金編～【ご結婚されている方向け】

ここからは、結婚されていて、配偶者を扶養にされている方を対象にお話ししましょう。

独身の方は、このページは割愛して構いません。

厚生年金制度には「第三号被保険者制度」というものがあります。

これは、配偶者を扶養にしている方が、厚生年金に加入した場合に、「配偶者の支払い義務の発生する国民年金の保険料を免除してあげましょう！」という制度で、なおかつ、免除だけでなく、将来の年金には「払ったこととして」給付しましょう！

というサラリーマン優遇の制度です。



つまり、結婚されている方の「世帯」として将来受け取る年金額は

①自分の「国民年金」+「厚生年金」 ②配偶者が働いていた時の「国民年金」+「厚生年金」 ③配偶者が「第三号被保険者」としての期間の「国民年金」という3本立てが「世帯」としての年金総受給額です。

### 第三号被保険者期間

$$80\text{万円} \times \frac{\quad}{480}$$



例

大学を卒業して30歳まで会社の社会保険に加入していた女性が結婚を機に専業主婦になった。子供も二人いるので、このまま専業主婦での生活を予定している方

■30歳の結婚からは働く予定はなし。＝第三号被保険者期間予測＝60歳－30歳＝30年間＝360か月  
よって  
80万円×(360÷480)＝60万円

ただし、勤務期間が短いので、「国民年金」「厚生年金」の受給額は微々たるものです。

仮に大学卒業の22歳から30歳まで8年勤務し、その平均報酬が25万円だと、「国民年金」「厚生年金」合わせても、将来の年金は月額25,000円程度ですので、第三号年金を合わせても月額7.5万円程度でいじりかねません。

1年で受給できる国民年金は60万円であり、1か月あたり5万円程度です。それに、大学を卒業して働いた期間の「国民年金」と「厚生年金」がプラスされます。

#### 4. 年金っていくらもらえるの？～合計編～

ここまでで、「国民年金」「厚生年金」の計算は終了です。  
それでは、各計算した年金需給予測額を足してみましよう。

■独身、及び既婚者でも共働き（配偶者が社会保険に加入している方）している方

「国民年金」の計算で算出された金額＋「厚生年金」の計算で算出された金額の合計 → 本人の年金

■既婚されていて配偶者を扶養家族にしている方

本人→「国民年金」の計算で算出された金額＋「厚生年金」の計算で算出された金額の合計  
配偶者→配偶者自身の「国民年金」の計算で算出された金額＋「厚生年金」の計算で算出された金額の合計＋「第三号被保険者」  
の計算で算出された金額

→ 配偶者を合わせた世帯としての年金

想像しているより少ない！と思われる方がほとんどだと思います。

でも、更に厳しい現実が待ち構えています。

最初で「少子高齢化」「マクロ経済スライド」の話をさせていただきましたが、この計算で算出された金額は、現段階での試算になります  
ので、日本の人口構造上の観点から考えると、今、導き出された金額が最大値であることです。

おそらく、1～2割の受給額の減少は考えておくことはリスクヘッジの観点から必要です。

**導き出された年金予想額×0.8(もしくは0.9)が今、頭に入れてきたい金額です！**



## 5. では、いくら足りないのか？

いくらになりましたか？

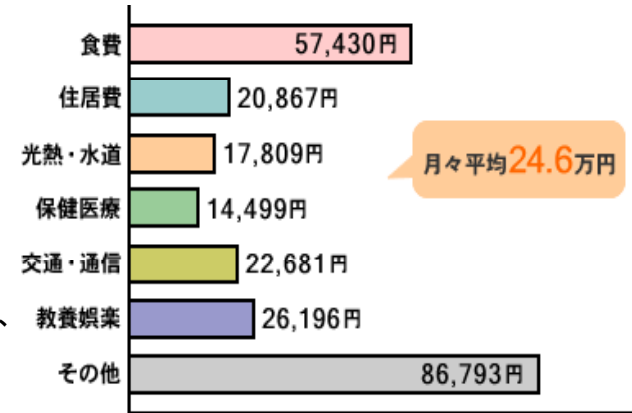
- 独身の方の多くは「月額12万円～15万円」
  - 配偶者がいて扶養にされている方の多くは「世帯年金で18万円～21万円」
  - 夫婦共働きの方の多くは「世帯年金で20万円～25万円」
- が一般的です。

そこで、最初に説明した「老後に必要な生活費」をもう一度、復習してみましよう。

右図は「夫婦に必要な生活費」ですので、独身の方は、食費、光熱費、医療費、その他は、一人分ですので割り引くことができますね。

それでも**18万円～20万円程度は最低生活費**がかかります。

ちょっと余裕のある生活には23万～25万円程度は必要ですね。



老後にゆとりある生活をするには、月々いくら足りないかはだまかな金額は把握できたでしょうか？  
それでは、65歳で引退した後、残りに人生を豊かなものにするために総額ではいくら必要になるのかを考えてみましょう。

男性の平均余命は80歳ですので、65歳で引退してから15年あります。

女性に至っては、85歳ですから20年あることになります。

もし、夫が先に亡くなった場合には、遺族年金が出ますので、ここでは引退してからの15年で見てみましょう。

**月々の足りない金額 × 12か月 × 15年 = 65歳引退時に貯蓄しておきたい金額**

## 6. 最後に

ちょっと恐ろしいことになってきていませんか？

でも、これが現実であり、日本を取り巻く財政環境であることは理解しておいてください。

また、足りない総額は、一時金としての金額であり、ある程度まとまった金額なら「運用」することで、資産は増えていくものです。

目安としては、**足りない総額の75%程度を65歳引退時には、用意しておきたい**ところという点を押さえておいてください。



まとめ(今、知っておかないといけないこと)



1. 将来受け取れる年金額の予想額

2. 老後のゆとりある生活のためには月々、いくら足りないかを知ること

3. そのために、引退する時にいくらの貯蓄が必要であるかを知ること